

役員等報酬規程

社会福祉法人 春濤会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春濤会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 理事および監事は、理事会に出席した都度、報酬を支給する。

2 評議員は、評議員会に出席した都度、報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 役員等へ支給する報酬の額は、下記の通りとする。

5,000円(源泉所得税控除後の額)

ただし、片道50Kmを超える遠方より出席する場合は交通費等を勘案し下記の金額とする。

10,000円(源泉所得税控除後の額)

(報酬の併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等への報酬は、会議へ出席した当日に、所定の源泉所得税額を控除して現金で支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則

この規程は、平成10年4月1日より実施する。

この規程は、平成15年4月1日より実施する。

この規程は、平成24年4月1日より実施する。

この規程は、平成29年4月1日より実施する。